

# 令和 6 年度高岡市脱炭素先行地域運輸部門温室効果ガス排出削減効果最大化検討業務委託 仕様書

## 1 業務名

令和 6 年度高岡市脱炭素先行地域運輸部門温室効果ガス排出削減効果最大化検討業務委託（以下、「本業務」という。）

## 2 業務の目的

高岡市（以下、「本市」という。）では、脱炭素先行地域に選定された「中心市街地の脱炭素×資源循環で実現する環境と経済の両立「脱炭素未来都市高岡の挑戦」」を実現するため、化石燃料を使用する移動手段に過度に依存しないよう、運輸部門における温室効果ガス排出削減にかかる取組の実施を計画している。

本業務では、令和 7 年度以降に実施する運輸部門における温室効果ガス排出削減にかかる取組を中心に、その効果を最大化させるための事業検討とすることを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。

## 4 履行場所

高岡市内

## 5 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

受託者は業務目的を踏まえ、委託者やその他関係業務の受託者、関係省庁、関係事業者等と緊密に連携を図り、適正な業務の履行を行うこととする。

### (1) 全体概要

高岡市内で車利用を中心とする移動に関するアンケート調査を実施し、令和 7 年度以降に実施する運輸部門における温室効果ガス排出削減にかかる取組事業等の効果最大化に向けた報告書を作成する。

### (2) 実施業務及び実施時期・期間

| 実施業務         | 実施時期・期間                    |
|--------------|----------------------------|
| ① アンケート調査    | 契約締結後、令和 7 年 2 月 21 日(金)まで |
| ② 事業検討・報告書作成 | 令和 7 年 2 月 28 日(金)まで       |

### (3) 各業務の概要

#### ① アンケート調査

- 以下 3 区分を対象にアンケート調査を実施すること。
  - i 高岡市民（脱炭素先行地域範囲内と範囲外を含む）

- 調査目的  
自家用自動車の利用実態及びEVカーシェアリングの需要を調査
- 送付対象件数  
脱炭素先行地域内 500 件、脱炭素先行地域外 1,000 件
- 送付先選定方法  
住民基本台帳から 18 歳以上の市民を委託者が無作為抽出
- 調査方法  
郵送で調査票を配布し、インターネット又は郵送で回答
- ii 高岡市内企業
  - 調査目的  
社有車の保有・利用実態並びに企業の利用実態を踏まえた企業間のEV共同利用の可能性を調査
  - 依頼対象件数  
約 20 件
  - 依頼先選定方法  
企画提案した内容を基に委託者と協議の上決定
  - 調査方法  
企画提案した内容を基に委託者と協議の上決定
- iii 高岡市で自家用自動車有償貸渡業を実施する事業者
  - 調査目的  
レンタカーの利用実態及び利用者属性を調査
  - 依頼対象件数  
約 10 件
  - 依頼先選定方法  
企画提案した内容を基に委託者と協議の上決定
  - 調査方法  
企画提案した内容を基に委託者と協議の上決定
- ・ アンケート項目など本業務の詳細については、企画提案の内容を基に委託者と協議の上決定する。

## ② 事業検討・報告書作成

- ・ アンケート調査の結果を踏まえ、本市が令和 7 年度以降に実施する運輸部門における温室効果ガス排出削減にかかる取組事業等を検討し報告書を作成すること。
- ・ なお、報告書の内容は、アンケート項目と合わせて、企画提案の内容を基に委託者と協議の上決定するが、以下については必ず含めること。

- i EV カーシェアリングの需要見込み
- ii EV カーシェアリングステーション設置箇所（5箇所）の検討
- iii EV カーシェアリングに適した EV 車種の検討（複数車種の組み合わせ可）
- iv 他 EV カーシェアリング事業の効果を高めるための提案等

## 6 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

## 7 業務体制

本業務の履行にあたり、担当者を3名以上配置すること。  
うち1名は、業務を総括管理する責任者とする。

## 8 成果物の提出

- (1) 業務実施報告書  
形式：紙媒体（形式：紙媒体（A4カラー製本・10部）
- (2) 回答者から徴収したアンケート回答  
形式：電子データ
- (3) 打合せ記録 一式  
形式：紙媒体（形式：紙媒体（A4カラー製本・1部）
- (4) 上記電子データ 一式（ウィルスチェック済みのCD-R（電磁的記録媒体）で提出

## 9 留意事項及び遵守事項

- (1) 本業務における打合せ協議は、事業着手時及び中間時、成果物納入時の計3回を基本とするが、本業務の円滑な実施を図るため、連絡については随時に行うものとし、打合せ協議や連絡に要する資料作成等の経費（交通費を含む）は委託費に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、地方自治法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第41号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の円滑かつ適切な実施のために適正な人員と体制を整え、本業務

の各過程において、委託者と十分な協議を行うものとする。

- (6) 委託者及び受託者は、業務委託に関する協議を必要に応じて行うものとする。
- (7) 本業務で得られた成果物の著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承認を得ずに複製、使用、利用又は貸与してはならない。
- (8) 委託者は、本業務の実績を市民等に周知すること等を目的として、本業務で得られた成果品を公表することができる。
- (9) 委託者が経過報告を求めた場合は、受託者は、遅滞なくこれに応じるものとする。
- (10) 業務委託契約の締結及び履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とする。
- (11) 本業務の実施に際し、必要な許認可等の申請等の手続は、原則として委託者が行う。
- (12) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議によりこれを定めるものとする。